

【記入例】

※種別 ※整理番号 ※

（受給者番号）△△△△

（個人番号）1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

（役職名）

（フリガナ）ミヨコバノヨリ 太郎

氏名 都城 太郎

住所 都城市〇〇町〇〇-〇〇

種別	支払金額	給与所得控除後の金額（調整控除後）	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給与・賞与	7,040,000	5,236,000	3,659,784	0

（源泉）控除対象配偶者の有無等 控除の額 配偶者（特別）控除の額 特定 老人 その他 16歳未満扶養親族の数 障害者の数（本人を除く。） 非居住者である親族の数

有 従有 360,000 1 2 1 1

社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
1,115,732	86,692	17,360	78,800

（摘要）
前職：都城市〇〇町〇〇番地 ☆株式会社
支払金額2,450,000円 社会保険料450,000円、令和2年6月23日退職
父：都城 市郎 S19.7.1 普通障害3級（宮崎市〇〇町△△番地）

生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	新個人年金保険料の金額	旧個人年金保険料の金額
	49,422	288,000	66,768		

住宅借入金等特別控除の内訳	住宅借入金等特別控除適用数	住宅借入金等特別控除可能額	住宅借入金等特別控除区分（1回目）	住宅借入金等特別控除区分（2回目）
	1	150,000	28年11月17日	

（フリガナ）ミヨコバノハ 都城 花

氏名 都城 花 区分

配偶者の合計所得 960,000

基礎控除の額 ② 所得金額調整控除額 ③

（フリガナ）	氏名	区分	（フリガナ）	氏名	区分
1	都城 市郎		1	都城 れい	
2	姫城 町子		2		
3			3		
4			4		

16歳未満の扶養親族

5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号

未成年者	外国人	死亡退職者	災害者	乙欄	本人が障害者	寡婦	ひとり親	勤労学生
						○	○	

中途就・退職 受給者生年月日

就職 退職 年 月 日 元号 年 月 日

○ 2 9 1 ⑤ 昭和 40 9 20

個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

住所（居所）又は所在地 都城市姫城町6街区21号

氏名又は名称 株式会社 霧島ぼんち

（電話）0986-〇〇-〇〇〇〇

（摘要）に前職分の加算額、支払者等を記入してください。

国税庁作成による「令和2年分年末調整のしかた」等や国税庁ホームページをご参照ください。
国税庁HP【<https://www.nta.go.jp/>】 ホーム>利用者別情報>源泉徴収義務者の方

3 給与支払報告書（個人別明細書）の主な注意点

令和3年度給与支払報告書の様式については、所得金額調整控除の創設、基礎控除の見直し、寡婦控除の見直し及び未婚のひとり親への対応等により、項目名・記載内容が変更となりました（赤枠囲み部分が様式の変更箇所です）。

「③」（令和3年度）と記載された新しい報告書で作成してください。

① 給与所得控除後の金額（調整控除後）

給与所得控除額が下表のとおり改正となりました。

<給与所得控除額> (速算表)

給与等の収入金額（年収）	給与所得控除額
162万5千円以下	55万円
162万5千円超 180万円以下	収入金額×40% -10万円
180万円超 360万円以下	収入金額×30% +8万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20% +44万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10% +110万円
850万円超 1,000万円以下	195万円（上限額）
1,000万円超	

注意）給与の収入金額が850万円を超える人で、「所得金額調整控除」の適用がある場合は、195万円を控除した所得金額から調整控除額を控除した金額を記載してください。

② 基礎控除の額

基礎控除額が下表のとおり改正となりました。

<基礎控除額>

合計所得金額	控除額	記載方法
2,400万円以下	48万円	記載不要
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	320,000
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	160,000
2,500万円超	適用無し	0

⑤ 元号

受給者の生年月日の元号を、漢字で（「大正」、
「昭和」又は「平成」）と記載してください。

③ 所得金額調整控除額

給与の収入金額が850万円を超える人で、次の4つの要件のいずれかに該当する場合、給与の収入金額（1,000万円を超える場合には1,000万円）から850万円を控除した金額の10%に相当する金額を、給与所得の金額から控除することとなりました。

- イ 特別障害者に該当する人
- ロ 同一生計配偶者が特別障害者
- ハ 扶養親族が特別障害者
- ニ 扶養親族が年齢23歳未満

参考）共働きの世帯で、扶養親族に該当する年齢23歳未満の子がいる場合、扶養控除の適用は夫婦のいずれかで受けることとなりますが、所得金額調整控除の適用については夫婦の双方で受けることができます。

例）給与収入の総額 8,765,432円
算式（8,765,432円 - 8,500,000円）
×10% = 26,543.2円（切り上げ）
→ 控除額26,544円（最高15万円）

④ 寡婦・ひとり親

（改正前後の控除に係る適用判定のフロー図（表面）も参照ください）

寡婦控除とは、「ひとり親」控除が創設されたため、ひとり親に該当しない寡婦について控除されるもので、次の要件が追加されました。また、「特別の寡婦」及び「寡夫」の控除の特例が廃止され、ひとり親控除の対象となります。寡婦控除額は27万円。

イ 扶養親族を有する寡婦について、合計所得金額が500万円以下であること

ロ その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人（注1）がいないこと

ひとり親控除とは、現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかではない一定の人のうち、次に掲げる要件を満たすものをいいます。ひとり親控除額は35万円。

- ハ その人と生計を一にする子（注2）を有すること
- ニ 合計所得金額が500万円以下であること

ホ 上記ロと同様

（注1）住民票に未届の夫又は未届の妻であると認められる続柄の記載がされた人。

（注2）その人と生計を一にする子とは、他の人の同一生計配偶者又は扶養親族とされている人以外で、その年分の総所得等の金額の合計金額が48万円以下の子をいいます。